

開催日及び場所			令和6年9月19日(木) 防災対策室1, 2		
委 員			高山 展保(ジャーナリスト) 柘植 大樹(弁護士) 細田 康弘(公認会計士)		
審 議 対 象 期 間			令和 6年 4月 1日～令和 6年 6月30日		
審 議 対 象 案 件			契約数 192 件 うち、1者応札案件 53件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 2件		
抽 出 案 件			抽出案件 4件 うち、1者応札案件 4件 (抽出率 2.1%) (抽出率 7.5%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件 (抽出率 50.0%)		
抽 出 案 件 内 訳	工 事	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指 名 競 争	公 募 型 指 名 競 争	該当なし	
			工 事 希 望 型 競 争	該当なし	
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし	
		随 意 契 約		該当なし	
	業 務	一 般 競 争		2 件 うち、1者応札案件 2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 1件	
		指 名 競 争	公 募 型 競 争	該当なし	
			簡 易 公 募 型 競 争	該当なし	
			そ の 他 の 指 名 競 争	該当なし	
		随 意 契 約	公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル	該当なし	
			簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル	該当なし	
			標 準 型 プ ロ ポ ー ザ ル	該当なし	
			そ の 他 の 随 意 契 約	該当なし	
	物 品・ 役 務 等	一 般 競 争		1 件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件	
		指 名 競 争		該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)		該当なし	
		随 意 契 約 (そ の 他)		該当なし	
	(特記事項)				

	意 見・質 問	回 答 等
委員 からの 意見・ 質問 それ に対 する 回答 等	① 那珂川沿岸農業水利事業（一期） 旧渡里揚水機場建築その他工事 ●この工事では、旧建屋の撤去、アスベスト除去、ポンプ設備の撤去、新規建屋の改築が含まれているが、別々に切り分けて発注するという考え方はできるのか。	●受注する側は、工事規模が大きくても小さくても公共工事では専任の技術者を用意しなくてはならないため、規模の大きい工事の方が受注者としてはメリットが大きく、受注されやすい。 また、現場も隣接しているので、複数の業者が同時に入ること現場の錯綜が生じることを避け、工事の効率性も考慮し、この規模で発注した。
	●このような4つの形態の工事とか、5つ6つとか合わせて発注することはよくあることなのか。	●一連の作業で効率よく実施した方が良いところがあればパッケージで発注する。 また、複数社が入ると、不具合等があった場合に責任分界点の問題も出てきてしまうこともあるため、一定規模を確保し、施設構成や現場条件を考慮し、このような発注をすることもある。
	●現場を切り分ける発注の仕方とか、過去に行っているのか。	●例えば、ポンプ場などは土木的な工事の部分と機械的な工事の部分とは、きっちり分けて発注するのが一般ルールになっている。
	●建屋の撤去だけ切り分ければ、他の業者も参入する可能性はあったのではないか。	●建築工事については、全国的にあまり人気がなく、国に限らず、地方公共団体の発注でも、不調不落が多く発生している。 不調不落対策としても、なるべく規模としては大きく発注することで、対策を考えている。
	●ポンプの据付は別工事なのか。	●別工事となっている。
	●ポンプは、メーカーが据え付けるのか。	●製作したメーカーが据え付ける。
	●落札業者とは全く関係ないメーカーが、自社の製品を据え付けるものか。	●そのとおり。 ポンプの製作据付は機械専門の業者になるので、土木業者や建築業者ができるというものでもない。 そこは工事をしっかり切り分けて発注している。
	●申し込み2者のうち、1者については、建築の格付けがDランクのため資格なしとのことだが、A、B及びCの格付けとDの格付けはどう違うのか。	●関東農政局の入札に参加するためには、事前に競争参加資格審査というものを受け、その会社の規模、会社の経営力等を審査し、一定金額ラインで等級を分けている。 発注者は、予算規模により等級を指定して、該当する等級の会社に応募いただくのが前提となっている。 今回、資格なしとなった者は、等級を勘違いしてしまったのではないかと思われる。
	●入札参加回避した者のうち、2社は資格なしということだが、それは自社で自覚して分かっていたということか。	●入札公告等の資料は、電子入札システムのカードを持っている競争参加資格者であれば等級に関係なくダウンロードできるようになっている。 今回は、内容を見て等級から外れていたということで参加申請も出さなかったとのことである。

	意 見・質 問	回 答 等
	●旧建屋を撤去し新規の建屋を造るということであるが、新規の建屋を造る工事には、この落札業者は関係しているのか。 ●この落札業者は規模としては結構、大きい規模の会社なのか。 ●地元では、結構有力企業なのか。経験は豊富なのか。 ●落札率は高くなってしまっているものなのか。価格の決め方が、推察することができるとの説明であったが。 ●相手方に見積金額を使用するのか。 ●見積活用方式を利用すれば、価格が大分、近づくのですね。 ●施工体制評価点の評価の仕方は。 ●次回の入札等監視委員会でよいので、施工体制評価点に関する資料を確認させていただきたい。	●この落札業者は関係していない。 ●Bクラスなので、地元の一般的な会社であり、大手と比べると小さめの会社である。 ●県や市町村の発注工事はコンスタントに受注していると思われる。 ●説明した見積活用方式というのは、入札参加申請した者に、当方が考える現場と乖離があると思われる単価や歩掛りの部分について、見積徴収した額を予定価格に反映できるという方式である。 ●相手方から見積もりを正式にもらったもので、これが実勢価格として妥当と判断できれば採用する。 ●不調不落対策として、特に建築などは、なかなか金額が合わないというのが実態であり、発注者側はしっかり調査しているが、それでも資材などは実態と合わないということがある。そのような部分に対応するための方式となっている。 ●大きくは2項目で、15点、15点という配点を持っており、予定価格以内での入札した者に、価格に対してきちんと施工できるか、体制が整えられているかを資料提出やヒアリングにより確認し、問題がなければ満点の30点を配点するという考えである。 ●次回委員会での提示を検討する。
	② 令和6年度 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業 現場技術業務 ●令和2年度から続けている事業か。 ●令和2年度から、この落札業者が受注しているのか。 ●この業務は、特殊な業務なのか。専門的過ぎて、よその業者が入札参加に及び腰になるようなものなのか。	●令和2年度から毎年行っている事業である。 ●この落札業者が、令和2年度から毎年度、受注している。 ●農業農村工学の技術者であれば、内容自体は熟知しているものと考えている。利根川水系土地改良調査管理事務所に、その職種の方が張り付いて業務を行うことになる。この期間は1年間になる。技術者の労働力不足や人数が相当減ってきているという状況において、会社の選択としては、な

	意 見・質 問	回 答 等
	●作業員は同じ人が来ているのか。 ●急に作業員が替わるとなると、大丈夫なのか。 ●請け負う会社が替わっても大丈夫ということか。 ●昨年どこの会社が行ったか分かるのか。皆さん分かるのか。 ●なかなか応募者がいないという現状で難しいところがあるかもしれないが、どうにかアナウンスの方法等色々検討する必要があるのではないかと思う。 やはり競争しないと一般競争入札の意味がなくなってしまう。効率性とか価格を下げようとか意識するので。 ●他の会社が応札に及び腰なのは、技術者を事務所に張り付ける以外に何か障壁はあるのか。 ●平日の月曜日から金曜日まで勤務時間中ずっとその案件を行っているということか。 ●その作業員は、1年間その業務に張り付かなければならないのか。 ●何人くらい張り付いているのか。 ●全国の水利施設の管理をしているのか。関東農政局管内だけではなくて。膨大な施設なのではないかと思うのだが。	かなか1年間、人を出すというのが難しいというのが近年の実情としては考えられるところ。 ●複数年連続して同じ者が張り付いていることもあり得る。 ●現場に張り付いている作業員は、言われた仕事を実務的にこなす者であって、国側からの指示は、会社の管理技術者に行い、その管理技術者から作業員に指示を行っているので、作業員が替わっても問題は出ないと考えている。 ●会社が替わっても問題はない。 引き継げるようにしている。 ●基本的に年度で業務内容はしっかり線を引いている。 前年度の業務成果品には会社名も記載されており、情報公開も可能である。 — ●現場技術業務については、ほぼ全事業所で実施をしているが、今回のこの業務の特殊性としては、ストックマネジメントの全国版の取りまとめを利根川水系土地改良調査管理事務所において行っていて、他の農政局で行っていないという特殊性はある。 その点が違うところではある。 ●仕様書等に記載している業務以外を行わせることはない。 それが業務内容になっている。 ●全国でみた時には、この1つの業務で収まって通年でというようなスタイルで業務を実施している。 ●1人である。 ●管理については、国、県、市町村、あとは農業者の集まりの土地改良区という組合が施設の管理を行っている。 それぞれの管理者において実施した改修、点検等の結果がここに送られてくるので、それをまとめている。

	意 見・質 問	回 答 等
	●これは利根川水系土地改良調査管理事務所でしかできないことなのか。 ●各農政局のエリアで分けてという考えはないのか。	●この事務所で全国集約をしており、全国でこだけである。 ●各農政局で分けるということになると、週に1日とか、そういう形で派遣してもらうことになり、技術者の確保が難しくなる。 通年でまとめた方が業者としても技術者の確保が1名で良いため、人を出しやすいというところはあると思っている。 また、現時点では、このシステム自体が事務所にあり動かしようもないところ。
	③ 令和6年度 土地改良施設基準（頭首工編）改定検討業務 ●落札業者である公益社団法人は、この手の業務を一手に引き受けている傾向にあるのか。 ●去年も行ったということか。 ●この業務は専門的で他の業者が参入しにくいというのはあるのか。 ●決まりがあるから毎年競争入札になっているかもしれないが、そもそも契約に継続があるのであれば、3年間で本来は1パックではないのかという気がする。その中で競争する。規定の話だから何とも言えないが。 単発で行う必要があるのか。むしろ3年間パックにして効率的に予算安くしてもらった方がいいのではないかという気がするのだが。	●当該落札業者は、3年間この改定業務を受注している。 なお、当局管内での基準改定業務は、この1件だけである。 ●頭首工の業務として続いているものが令和4年度、5年度、6年度と行われており、この公益社団法人が3年間受注している。 なお、この公益社団法人の当局管内での受注は当該業務のみである。 ●頭首工だけということになるので、専門で抱えている技術者がいないと、少し難しいかもしれない。 ●元々、予算は単年度収支と会計法で決まっている。 工事などの当然大規模で複数年かかるものは、一体的に行った方が良く効率的でもあり、国庫債務負担行為という複数年契約を活用している。 最近は機器のリース等でも活用するようになっている。 でも、まだ限定的なものであり、いわゆる一般的なコンサル業務については、本当に一体不可分で安価になって効率的になるかというところ、それぞれの状況によって違うところがあるので、複数年契約を対象にしようというところまで至っていないところ。 1農政局というよりは、もっと大きな範囲で検討していく話しかと思うところ。
	④ 令和6年度レンタカー単価契約 ●他のレンタカー会社が入札してこなかったというのは、価格的なもので入ってこれないのが最大の理由なのか。	●一番大きいのは、その点だと思う。 ただし、応札しなかった者のアンケートのうち、1者からはE T Cカードの事務処理がネックになったという話を聞いている。

	意 見・質 問	回 答 等
	● E T C カードの事務処理を外すというのは、難しいのか。 ● 何年くらい、この業者は連続して受注しているのか。 ● 3 年度、4 年度は違う会社ですよね。その時の価格は今回と比べて大分高いのか。 ● 少し低くても、コロナの関係で業績を上げるために入札した可能性もあるのか。	それを外せば、もしかしたら参加してもらえたかもしれない。 ● 来年度も 7 年度分として契約を予定している。予定ではあるが、E T C の手数料を外すような形で行っていくことを考えているところ。 ● 資料によると、平成 3 0 年度、3 1 年度、令和 5 年度が今回の受注業者で、令和 2 年度、3 年度、4 年度は別の会社が取っている。 ● 予定数量が違うので、全くの比較というのはできないが、資料によると、今よりも安い。多分、予定数量が少なかったと思われる。この時期なので、コロナの関係などがあったと思うが、そういうことで現場に行かなくなったなど、単純な比較はできないと思う。 ● 当方でレンタカー利用するのは、主に平日だと思う。一般的には、休みの日とかに旅行に行ったりした人がレンタカーを使うことが多いかと思う。平日は、比較的車が動いていない状態だと思うので、それを活かそうと思っているのではないかと考えている。
委員会による意見の具申又は勧告の内容なし。 [これに対し部局長が講じた措置の内容]		

事務局：関東農政局総務部総務課

（注）公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 4 2 条第 1 項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。